平成２９年（フ）第３４６号
新潟市東区北葉町１番６号
債務者　遠藤千枝子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４７号
新潟市江南区曽野木１丁目６番11―1544号
債務者　米山　慶介
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５２号
新潟市北区嘉山６丁目６番39号、前住所新潟市北区川西４丁目154番地１
債務者　名古屋浩美
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５７号
新潟市東区河渡本町４番８号、前住所新潟市東区牡丹山３丁目１番10号　読売ビル204号
債務者　齋藤　和己
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５８号
山梨県山梨市小原東720番地　Ａ―462
債務者　深澤　　縁
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
山梨県北杜市須玉町比志6465番地３　長寿荘、前住所山梨県北杜市小淵沢町上笹尾187番地159
債務者　鳥海　裕之
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
山梨県大月市猿橋町藤崎143番地６
債務者　田邉　　明
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
山梨県富士吉田市松山５丁目２番６号
債務者　森　日出男
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
長野県東御市常田629番地６
債務者　井出　直正
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６４号
長野県上田市五加544番地１　ルミエールＡ―103号
債務者　水野　久子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第７２号
長野県上田市五加544番地１
債務者　水野　修一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第８３号
長野県上田市上丸子201番地３
債務者　坂田　　尚
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第５４号
長野県佐久市三塚191番地30
債務者　山田久美子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７０号
長野県佐久市岩村田399番地２
債務者　清水　　茜
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１３０号
長野県松本市小屋南１丁目９番16号　コーポゆりの木Ａ102
債務者　昆　ミユキ（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１９７号
三重県鈴鹿市南堀江２丁目３番１号　ヴィラスズカ210号
債務者　石井　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０１号
兵庫県川西市久代３丁目29番28号　102、前住所島根県雲南市大東町下阿用81番地12
債務者　西村　　愛
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係